

オールインワン JQ SUGOCA に関する特約

第1条（オールインワン JQ SUGOCA の定義）

1. 本カードは、株式会社西日本シティ銀行（以下「当行」という）と九州カード株式会社（以下「当社」という）および九州旅客鉄道株式会社（以下「JR 九州」という。また、JR 九州と当行および当社をあわせ「3 社」という）が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は、「オールインワン JQSUGOCA」（以下「本カード」という）と称します。
2. 本カードは、当行のキャッシュカードとしての機能、デビットカードとしての機能（西日本シティ銀行キャッシュカード規定、デビットカード（J-Debit）取引規定に定められた機能）と当社のクレジットカードとしての機能（九州カード会員規約に定められた機能）、JR 九州の SUGOCA カード（IC カード乗車券取扱規則、SUGOCA 電子マネー取扱規則に定められた機能）としての機能を 1 枚で提供するものとします。

第2条（会員）

1. 本特約ならびに「オールインワンカード会員規定」、「西日本シティ銀行普通預金規定」、「西日本シティ銀行キャッシュカード規定」、「デビットカード（J-Debit）取引規定」、「九州カード会員規約」、「IC カード乗車券取扱規則」、「SUGOCA 電子マネー取扱規則」、「SUGOCA オートチャージサービス取扱規則」、JR 九州が定める「JR 九州 Web 会員規約」並びに「JR キューポ利用規約」、「SUGOCA に関する特約」を承認のうえ、3 社に利用を申し込み、3 社が適格と認めた方を本会員とします。
2. 本会員が指定した家族で、3 社が適格と認めた方 1 名を限度として家族会員とします。なお本特約では、本会員と家族会員の両者を会員といいます。

第3条（年会費）

会員は、通知または公表する年会費を支払う場合は、クレジットカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条（カードの貸与）

1. 本カードの所有権は 3 社に帰属、またその回収権は、当行および当社に帰属するものとし、会員に貸与されるものとします。
2. 本カードのクレジット機能については、Visa カードの機能を有し、ゴールドカード、ベーシックカードの種別があります。
3. 会員は、レディースカードを申込むことはできません。
4. 会員が学生の場合、その在学期間中オールインワンカードのキャンパスカードと同様のサービスの提供を受けることができるものとします。

第5条（個人情報の取り扱いおよび開示、訂正、削除）

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という）は、3 社が会員等の個人情報（本条（1）に定めるものをいう）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1) 3 社のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という）を収集、利用すること。

- ① 生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第9条において届け出た事項
 - ② 入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
 - ③ 本カードの利用内容（第10条において共有する情報）
- (2) 宣伝物の送付等、3社の営業に関する案内の目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、3社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。）
 - (3) 3社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
2. 会員等は、JR九州に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、JR九州はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
 3. 会員等は、本特約末尾に記載する JR 九州のグループ会社が、第1項(1)の個人情報を、JR九州のグループ会社各社のサービスの提供および宣伝物の送付等営業案内の目的で、共同して利用することに同意するものとします。（共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。）

第6条（オールインワン JQ SUGOCA の取扱い）

1. 会員は現金自動預入支払機（ATM）等利用可能な機器、または、複数利用可能な機器において本カードを利用する場合は、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
2. 会員が本カードのデビットカード機能、クレジットカード機能、SUGOCA 電子マネー機能について複数利用可能な加盟店において本カードを利用する場合には、本カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。
3. 前記1および2において、会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、会員が負担するものとし、また会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
4. 第7条3項におけるクレジット機能サービスの利用については、本カードの形状が、エンボスレスカード（カード上の会員氏名、会員番号、カードの有効期限等の記載がエンボス（カードに施された凹凸のよる刻印をいう）加工以外の手法によって印字されたクレジットカードをいう）であり、本カードをインプリンター加盟店（カード上のエンボス部分を売上伝票に複写する小型の機械（以下「インプリンター」という）を利用して、売上票に印字を行う加盟店で利用することはできません。また、会員は金融機関等（海外を含む）においてインプリンターが利用されている場合、当該金融機関等では、本カードでキャッシュサービスを利用することはできません。

第7条（サービスの範囲）

会員は本カードを利用して次のサービスを受けることができます。

1. 当行、および当行が提携した金融機関（以下「提携行」という）の現金自動支払機または現金自動預入支払機による指定口座の払戻し、および指定口座の預入れ。
2. 国内のデビットカード機能を使用できる加盟店での利用。
3. 九州カード会員規約および本特約等の定めによるクレジットカード機能サービスの利用。（JR九州が指定する窓口、乗車券類発売機等を含む）

4. SUGOCA カード機能の利用。

ただし、IC カード乗車券取扱規則による SUGOCA 定期券としては利用できません。

5. SUGOCA オートチャージサービスの利用。

ただし、入会申込書もしくは、JR 九州が定める所定の機器等による SUGOCA オートチャージの提供を申し出る場合に限り、当該サービスを利用できるものとします。

6. JR 九州が提供するサービス（JR 九州が提携するサービス会社を含む）。

本サービスの提供およびその内容については、JR 九州が書面その他の方法により通知または公表します。JR 九州が必要と認めた場合、JR 九州はサービスおよびその内容を変更するものとします。

7. 本カードには、当社が提供するワールドプレゼントポイントは付与されません。

第8条（本カードの盗難・紛失等）

1. 会員が、本カードを紛失、盗取された場合、本カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに3社に連絡を行うものとします。

2. 第1項の連絡を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の手続きに従って、JR 九州は、SUGOCA 機能を停止し、当行が受けた場合は、当行はキャッシュカード機能を停止し、クレジット機能や SUGOCA 機能についても停止することができるものとします。また当社が受けた場合は、当社はクレジットカード機能を停止し、キャッシュカード機能および SUGOCA 機能を停止できるものとします。3社またはそのいずれかのシステムが休止している間に連絡を受け付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどで本カードが使用できないことが生じても、3社は責任を負いません。

3. 盗難・紛失等により被る損害については、キャッシュカード機能に関しては、「西日本シティキャッシュカード規定」が、クレジットカード機能に関しては「九州カード会員規約」が、SUGOCA 機能に関しては「SUGOCA に関する特約」が、それぞれ適用されるものとします。

第9条（届出事項の変更および共有）

1. 会員が、3社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、3社の一方に対して変更の届け出があった場合には、当該の届け出いただいた情報について、3社で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

2. 前項に関わらず、本カードの決済口座の変更はできないものとします。

3. 氏名変更等で新たに本カードを交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、3社は責任を負わないものとします。

第10条（利用内容の共有）

会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容に関する情報を3社で共有することに、あらかじめ同意するものとします。

第11条（本カードの再発行）

1. 本カードの紛失・盗難、破損・汚損および氏名変更等を理由に会員が当行および当社に所定の方法にて届出をすることにより、本カードの再発行の申し出を行い、3社が適格と認めた場合には、本カードを再発行するものとします。

2. 本カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、キャッシュカード機能、クレジットカード機能および SUGOCA 機能の利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても 3 社は責任を負いません。

第 12 条（本カードの有効期限）

1. 本カードには有効期限があり、キャッシュカード機能、クレジットカード機能および SUGOCA 機能に共通の有効期限です。
2. 本カードの有効期限が到来し、3 社が適格と認めた場合には、有効期限を更新した新しいカード（以下「更新カード」という）を届出住所宛に送付するものとします。
3. 前項の場合において、3 社が適格と認めないときは、有効期限をもって会員資格を喪失します。
4. 会員が第 9 条の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、3 社は責任を負わないものとします。

第 13 条（機能・サービスの停止等）

1. 3 社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本カードの機能、サービスの一部または全部を会員に通知することなく停止（機能・サービスの停止）できるものとします。
 - ① 会員が別途定める「西日本シティ銀行普通預金規定」「西日本シティキャッシュカード規定」に違反した場合。
 - ② 会員が別途定める「九州カード会員規約」に違反した場合。
 - ③ 会員が別途定める「IC カード乗車券取扱規則」、「SUGOCA 電子マネー取扱規則」、「SUGOCA オートチャージサービス取扱規則」、JR 九州が定める「JR 九州 Web 会員規約」並びに「JR キューポ利用規約」に違反した場合。
 - ④ 会員が本特約に違反した場合。（ただし、①②③に記載の各規定等を除く）
2. 当行は、会員が前項②、③、④に該当し、機能・サービス停止を受けた場合において、西日本シティキャッシュカード（普通預金）を発行し貸与するものとします。
3. 当社および JR 九州は、会員が第 1 項のいずれかに該当し、機能・サービスの停止を受けた場合には、会員が希望し、新たに申込を行わない限り、当社が発行するクレジットカード（以下、他カードという）や JR 九州が発行する他の SUGOCA カードを発行することはありません。
4. 前項に関わらず、会員が希望し、新たに申込を行った場合においても、当社および JR 九州は、所定の審査を行い、他カードや他の SUGOCA カードの発行をお断りすることがあります。
5. 第 2 項の場合、新たに西日本シティキャッシュカード（普通預金）が交付されるまでの間、会員がキャッシュカードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、3 社は責任を負わないものとします。
6. 利用停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等することなく、当行および提携行または当社の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。
7. 第 1 項①②④に基づき利用停止となった本カードに、電子マネー（以下「SF」という）残高が残っている場合には、速やかに、本件カードの SF の残高が 0 になるまでご利用いただくか、払い戻しを受けた上で、当行および当社の指示する方法に従い、当行または当社に本カードを返却するものとします。

8. 本カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、キャッシュカード機能、クレジットカード機能および SUGOCA 機能の利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても 3 社は責任を負いません。

第 14 条（解約）

1. 会員が、本カードを任意に解約する場合は、当行に届出をするとともに、SF 残高を 0 になるまでご利用いただくか、もしくは払い戻しを行った後、本カードを当行に対して返却するものとします。
2. 前項の場合、SF 残高については、会員自身で管理するものとし、3 社は一切責任を負わないものとします。会員が当行に本カードを返却した後、返却したカードに SF の残高が残っていた場合においても、3 社は SF の残高をお返しすることはありません。

第 15 条（種別変更等）

1. 会員は本カードの種別変更等を申し込む場合には、当行および当社に所定の書面を提出するものとします。
2. 種別変更等で新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、3 社は責任を負わないものとします。

第 16 条（特約の適用）

本特約に定めがない場合は、「オールインワンカード会員規定」および本カードのキャッシュカード機能については「西日本シティ銀行普通預金規定」、「西日本シティキャッシュカード規定」、「デビットカード（J-Debit）取引規定」を、クレジットカード機能については、「九州カード会員規約」を、JR 九州の SUGOCA カードとしての機能については、「IC 乗車券取扱規則」、「SUGOCA 電子マネー取扱規則」、「SUGOCA オートチャージサービス取扱規則」、JR 九州が定める「JR 九州 Web 会員規約」並びに「JR キューポ利用規約」、「SUGOCA に関する特約」をそれぞれ適用するものとします。

本特約と「西日本シティ銀行普通預金規定」、「西日本シティキャッシュカード規定」、「デビットカード（J-Debit）取引規定」「九州カード会員規約」「IC カード乗車券取扱規則」、「SUGOCA 電子マネー取扱規則」、「SUGOCA オートチャージサービス取扱規則」、JR 九州が定める「JR 九州 Web 会員規約」並びに「JR キューポ利用規約」、「オールインワンカード会員規定」が相反する場合には、本特約が優先されるものとします。

ただし、本特約が「SUGOCA に関する特約」と相反する場合には、「SUGOCA に関する特約」が優先されるものとします。

【個人情報に関するご相談窓口】

株式会社西日本シティ銀行…当行の全営業店窓口および、

総務部お客様サービス室

福岡市博多区博多駅前 1 丁目 3 番 6 号

T E L 0120-162-105

九州カード株式会社

ご利用中止の申し出……サービスデスク

福岡市博多区博多駅前 4 丁目 3-18

サンライフセンタービル

T E L 092-452-4500

個人情報に関する

問い合わせ……………お客様相談室

福岡市博多区博多駅前 4 丁目 3-18

サンライフセンタービル

T E L 092-452-4520

九州旅客鉄道株式会社……………福岡市博多区博多駅前 3-25-21

T E L 0570-097-888

<グループ会社>

第 5 条第 3 項の当社グループ会社は次の通りです。

以下のホームページに掲載する JR 九州グループ会社

(<https://www.jrkyushu.co.jp/company/info/group/index.html>)

オールインワン J Q SUGOCA カード

提携企業の個人情報取扱い（収集・保有・利用）に関する同意条項

第 1 条（適用）

本同意条項は、申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）が九州旅客鉄道株式会社（以下「JR 九州」という）が株式会社西日本シティ銀行（以下「当行」という）および九州カード株式会社（以下「当社」という）と提携して発行するオールインワン JQ SUGOCA カード（以下「本カード」という）の申込みを行う場合に適用します。

第 2 条（同意）

会員は JR 九州が独自に下記の個人情報を下記の目的のために、収集・利用することに同意します。

【収集・利用する個人情報】

【1】本カード入会申込書に記載した、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、E メールアドレス

【2】上記以外で、会員が JR 九州に届出た事項

【3】JR 九州および JR 九州グループにおける本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数、加盟店名称

【利用目的】

【1】JR 九州 Web 会員サービスの提供並びに案内（ただし、JR 九州 Web 会員サービスの提供については、「JR 九州 Web 会員規約」が適用されます）

【2】JR 九州の事業における市場調査、商品開発

【3】JR 九州の事業における宣伝物・印刷物の送付等および営業案内

【4】本カードの機能・付帯サービスの提供

第 3 条（個人情報の提供・利用）

会員は、当行および当社が、以下の個人情報を、保護措置を講じた上で、JR 九州に提供し、JR 九州が前条に定める利用目的で利用することに同意します。

【提供する個人情報】

- 【1】入会申込日、契約日、本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数、加盟店業種、加盟店名称
- 【2】本カード申込みに対する本カード発行の可否（ただし、その理由のぞく）
- 【3】本カード終了の事実（ただし、その理由のぞく）
- 【4】前条に基づき、JR 九州が独自に収集・利用する個人情報（会員が本カード入会申込書に記載した氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス）について、会員が当行および当社へ変更の届け出を行った場合における当該変更情報

第4条（共同利用）

会員は、JR 九州が、前条および前々条に定める個人情報を、保護措置を講じたうえで以下の企業（以下「共同利用会社」という）と、以下の目的で、共同で利用することに同意します。なお、個人情報の管理については、JR 九州が責任を負います。

【共同利用会社】

以下のホームページに掲載する JR 九州グループ会社
(<https://www.jrkyushu.co.jp/company/info/group/index.html>)

【目的】

- 【1】共同利用会社の事業における市場調査、商品開発
- 【2】共同利用会社の事業における宣伝物・印刷物の送付等および営業案内
- 【3】本カードの機能・付帯サービスの提供

第5条（個人情報の第三者への提供・利用）

会員は、JR 九州が、第2条および第3条【提供する個人情報】【4】に定める個人情報を、保護措置を講じたうえで以下の企業（以下「提供先企業」という）に提供し、提携先企業が当該情報を以下の目的で利用することに同意します。なお、個人情報の管理については、JR 九州が責任を負います。

【提供先企業】

株式会社阪急阪神百貨店

【目的】

- 【1】提供先企業の事業における市場調査、商品開発
- 【2】提供先企業の事業における宣伝物・印刷物の送付等および営業案内
- 【3】本カードの機能・付帯サービスの提供

第6条（個人情報の開示・訂正・削除・利用中止）

1. 会員は、JR 九州に対し、JR 九州の定める手続きに則り、自己に関する個人情報の開示を請求することができます。
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合は、JR 九州は、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。
3. 第2条、第3条、第4条並びに第5条で同意を得た範囲内で個人情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、これを中止する措置をとります。

第7条（お問合せ窓口）

提携先名：九州旅客鉄道株式会社

所在地：福岡市博多区博多駅前 3-25-21

電話番号：0570-097-888

ホームページ（URL）：<https://www.jrkyushu.co.jp/>

第8条（JR九州との同意事項の適用）

JR九州と会員との間で会員の個人情報を収集・利用することにつき別途同意がある場合で、当該同意事項と本同意条項の内容が相違するときは、JR九州との同意事項が適用されます。